

「子育て世帯臨時特例給付金」および「子育て支援減税手当」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、この給付金に加えて県の施策として、消費税率の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、特に子育て世帯を支援するために、「子育て支援減税手当」を支給します。

対象となる方は、申請期間内に申請してくださいますようお願いいたします。

支給要件

■支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付^{*}を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

※平成26年1月1日に生まれた児童を養育し、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。

※「子育て支援減税手当」については、平成26年1月1日時点で愛知県内にお住まいの方が対象です。

児童手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

(注)

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

○扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、「子育て世帯臨時特例給付金」については、次の児童は対象外です。

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童^{*}
※町民税(均等割)が課税されていない方(町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族を除く)
- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童

注意

- ・平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含みます。
- ・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含みます。
- ・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

支給額

①子育て世帯臨時給付金 対象児童1人につき10,000円

②子育て支援減税手当 対象児童1人につき10,000円

※臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。

申請方法

■申請先

役場 子育て支援課

平成26年1月1日時点で住民票が大治町にある方が対象です。

※例えば平成26年1月2日以降に大治町に転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

■申請期間

平成26年7月1日(火)～10月1日(水)

■提出書類

- ・大治町から、平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給しており、支給対象になると思われる方へ申請書を郵送します。申請書に記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。
- ・公務員の方は、所属庁から交付される①申請書および②「児童手当(特例給付)受給状況証明書」並びに③振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)を子育て支援課窓口にて提出してください。

給付金の受取方法

原則、児童手当の振込口座に入金されます。

ご注意

- ・原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で大治町に住民票がない方の申請は受け付けできませんのでご注意ください。
- ・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途、申請が必要です。
- ・詳しくは、下記窓口にお問合せください。

問合せ先

- 申請方法に関すること 役場 子育て支援課 内線166・167
- 制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192
県 子育て支援減税手当コールセンター ☎(954)6248

“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省、県(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便物が届いたら、迷わず役場や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。